

## ■許可を要しない開発行為

### 【都市計画法第29条第1項】

	開発行為の内容
第1号	規制対象規模（許可を要する開発行為の規模）未満であるもの
第2号	農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者用住宅を目的として行うもの
第3号	公益上必要な建築物の建築を目的として行うもの（学校，社会福祉施設，医療施設，庁舎，宿舎を除く）
第4号	都市計画事業の施行として行うもの
第5号	土地区画整理事業の施行として行うもの
第6号	市街地再開発事業の施行として行うもの
第7号	住宅街区整備事業の施行として行うもの
第8号	防災街区整備事業の施行として行うもの
第9号	公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で，竣工認可未告示のものにおいて行うもの
第10号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
第11号	通常管理行為，軽易な行為として行うもの 政令第22条各号に掲げる仮設建築物の建築，一時的に使用するための第一種特定工作物の建設，附属建築物の建築，建築物の増築または改築，主に市街化調整区域内の居住者が利用する日用品の販売，加工，修理等の小規模店舗等の建築を目的として行うもの等 ※「附属建築物の建築」，「建築物の増築」，「建築物の改築」について，三原市で独自の定義を設けています。

## ■許可を要しない建築等

### 【都市計画法第43条第1項】

	建築等の内容
-	-
本文	法第29条第1項第2号，第3号に掲げるもの
第1号	都市計画事業の施行として行うもの
第4号	法第29条第1項第4号から第9号に掲げる開発行為が行われた土地の区域内において行うもの
第2号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
第3号	仮設建築物の新築
第5号	通常管理行為，軽易な行為として行うもの 政令第35条各号に掲げる附属建築物の建築，建築物の改築または用途の変更，主に市街化調整区域内の居住者が利用する日用品の販売，加工，修理等の小規模店舗等の新築，一時的に使用するための第一種特定工作物の新設等 ※「附属建築物の建築」，「建築物の改築」について，三原市で独自の定義を設けています。

※許可の要否の判断については，必ず三原市都市部建築指導課に確認してください。